

23区における政治倫理等に関する取り組み(抜粋)

杉並区議会において、政治倫理の在り方全体について議論を深めていくにあたり、23区で主だった取り組みを行っている区を抜粋し、講じられている制度や研修、条例等の取組について、その実施状況を把握し、比較検討が可能となるよう一覧形式にて取りまとめました。

条例：○…政治倫理条例を制定　△…ハラスメント防止条例を制定
□…ハラスメント防止の指針を策定　×…規定なし　※…その他

区 名	条 例	研 修	政治倫理等に関する取り組み
千代田	×	○	・令和6年に「契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会」において、弁護士を講師とし、政治倫理およびコンプライアンスに関する研修が実施された。
中 央	×	○	・令和6年に「区政のパワーアップにつながる職員とのコミュニケーションのコツ」をテーマに議員と職員間のハラスメント防止を内容とした研修が実施された。
新 宿	○ (H17)	○ (予定)	・区民などから審査請求があった場合に対応するため、条例を根拠に「新宿区議会議員政治倫理審査会」を設置している。 ・令和7年11月に「ハラスメント防止について」をテーマに研修を実施する予定。
文 京	×	○	・令和6年に大学教授を講師とし、「自治体職員の役割と政治倫理」をテーマに研修が実施された。
台 東	×	○	・平成27年に「ハラスメントの防止」をテーマに研修が実施された。
墨 田	○ (R4)	○	・条例を実際に運用するため、同年に「墨田区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程」を策定している。 ・令和6年に弁護士を講師とし、「議会におけるハラスメント防止について」をテーマに研修が実施された。
江 東	○ (R7)	○	・条例の施行を具体化するため、同年に「江東区議会議員政治倫理条例施行規程」を策定している。 ・条例制定に先立って、「政治倫理に関する検討会」が設けられており、条例案の内容等について検討が行われた。 ・令和6年に弁護士を講師とし、「議員が守るべき政治倫理・議員のコンプライアンス」をテーマに研修が実施された。
品 川	×	○	・令和7年に「ハラスメントとはなんぞや」をテーマに研修が実施された。
目 黒	□ (R7)	○	・特に条例等は制定していないが、令和7年5月に議会内でのハラスメント防止指針が策定された。 ・令和5年には「政治分野におけるハラスメント防止」をテーマに動画視聴による研修が実施された。
大 田	×	○	・令和4年に「職場におけるハラスメント」をテーマに研修が実施された。
世田谷	△ (R3)	○	・議員による職員に対する地位を利用したハラスメントの防止を目的として、令和3年に「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」を制定した。 ・現行の条例は「議員→職員」へのハラスメントを対象としているが、これを「議員同士」や「有権者から議員・候補者へのハラスメント」まで対象を広げるべきかどうか、現在議会内で議論をしている。 ・令和6年には「ハラスメント防止」をテーマに研修が実施された。
渋谷	△ (R7)	○	・議員による職員に対する地位を利用したハラスメントの防止を目的として、令和7年に「渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定した。 ・また条例を制定したことから、同年に、弁護士を講師としたハラスメント防止研修が実施された。
中 野	×	○	・令和5年に弁護士を講師とし、「議員ハラスメント」をテーマに研修が実施された。

区 名	条 例	研 修	政治倫理等に関する取り組み
杉 並	※	○ (予定)	・令和4年3月に制定した「杉並区議会基本条例」の中で、「政治倫理の向上に努めること」という文言を入れている。(欄外※印参照) ・令和7年12月に「議員のためのセクシャルハラスメント・マタニティハラスメント等防止研修」を実施する予定。
豊 島	○ (R6)	○	・条例制定にあたっては、政治倫理検討会を設け、複数回の協議と区民向けのパブリックコメントを実施した。 ・制定前においても、平成29年に、元区議会議員による区議会事務局職員へのパワーハラスメントが発覚したことから、議会として再発防止の決議を可決し、多様なハラスメント行為の排除に向けた姿勢を示した。 ・令和4年には、政治資金規正法違反による議員の不祥事を受け、「政治倫理の確立・信頼回復に関する決議」を可決した。 ・令和5年に大学教授を講師とし、「政治倫理」をテーマに研修が実施された。
北	○ (H10)	○	・条例に基づき、「政治倫理審査会」が設置されている。これは区議会における倫理違反の疑義に対して審査するための機関であり、年に1回（または審査請求があった場合）開催される。 ・報道で議員等のハラスメント事件が取り上げられていたことから、令和6年に研修が実施された。
板 橋	□ (R7)	○	・特に条例は制定していないが、「板橋区職員ハラスメント防止の指針」の策定等を踏まえて検討を進め、令和7年4月に「板橋区議会ハラスメント防止の指針」が策定された。 ・議員一人ひとりがハラスメントについて正しく理解し、事案の発生を未然に防止するため、動画視聴による研修が実施された。
足 立	×	○	・令和6年に「ハラスメントについて」をテーマに研修が実施された。
葛 飾	×	○	・令和6年に弁護士を講師とし、「議員のコンプライアンス」をテーマに研修が実施された。
江戸川	×	○	・令和5年に弁護士を講師とし「コンプライアンス」をテーマに研修が実施された。

※杉並区自治基本条例（抜粋）

第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前2条に規定する責務等を果たすため、積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

2 区議会議員は、政治倫理の確立に努め、誠実に職務を遂行しなければならない。

※杉並区議会基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 議会は、選挙により選ばれた議員で構成される合議制の意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視及び牽制する機能を持つ議事機関として、区民の負託に応える議会活動を行うため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとします。

（議員の活動方針）

第5条 議員は、第3条に規定する基本理念の実現のために、次に掲げる方針に基づき活動するものとします。

（1）選挙により選ばれた議員であることを自覚し、常に品位を保持し、政治倫理の向上に努めること。

（2）区民の多様な意見を把握し、区政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、誠実な職務の遂行に努めること。

（3）積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めること。

解説（第5条）

この条は、第3条で定めている基本理念を実現するために、議員がどのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

（1）議員は選挙で選ばれた者として、区民からの信頼を得ることが極めて大切です。常に品位を持ち、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為、その地位による影響力を利用して関係団体などに圧力をかける行為など、政治倫理に反する行為を行わず、倫理の向上に努めることとしています。

（2）区民の様々な意思や考えを把握し、特定の個人や団体のみでなく、杉並区全体を見据えた視点と将来像を考えたうえで、誠実に議員の仕事を行うこととしています。

（3）条例案を作るなどの政策立案は、基本的に執行機関が行っていますが、議員も条例案を作成して議会に提出することができます。積極的に調査研究活動を行うことで、議案を審議し、政策を提案する（条例案を作成する）力の向上に努めることとしています。